

# 条 例 議 案 の 概 要

—令和元年10月定例会—

## 目 次

議案第 98 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	1
議案第 99 号	盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例について	18
議案第 100 号	盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について	20
議案第 101 号	盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について	31
議案第 102 号	盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について	34
議案第 103 号	盛岡市非常勤消防団員の定員，任用，服務等に関する条例の一部を改正する条例について	38
議案第 104 号	盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	40
議案第 105 号	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について	42
議案第 106 号	盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	48

議案第 98 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

1 制定の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、関係する条例の規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

- ア 職員の定義及び単純な労務に雇用される職員の定義から会計年度任用職員を除く。
- イ 定数外職員の給与の支給に係る規定を削る。

(2) 盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第49号）の一部改正

会計年度任用職員の休職の期間を、任命権者が定める任期を超えない範囲内において任命権者が定める期間とする。

(3) 盛岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第50号）の一部改正

パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）に対して減給を行う場合は、報酬を減ずるものとする。

(4) 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号）の一部改正

- ア 会計年度任用職員に係る給与の種類を、給料及び手当とする。
- イ パートタイム会計年度任用職員の手当の種類を通勤手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当とする。
- ウ フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者をいう。以下同じ。）の手当の種類を通勤手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

エ 会計年度任用職員に係る給与の基準を、管理者が定めるものとする。

(5) 盛岡市職員の退職手当に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部改正

- ア 退職手当が支給される職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったフルタイム会計年度任用職員に対して退職手当を支給するとともに、12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間（フルタイム会計年度任用職員が当該期間の間に引き続いて当市の職員となった場合にあっては、職員となる前の引き続いて勤務した期間）を職員としての引き続いた在職期間とみなすものとする。
- イ アのフルタイム会計年度任用職員であった者（その者に相当する本市以外の地方公共団体のフルタイム会計年度任用職員及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条

第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての在職期間を職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間に含むものとする。

ウ 臨時職員の退職手当の支給に係る規定を削る。

(6) 盛岡市職員定数条例(昭和33年条例第25号)の一部改正

職員の定義から除く者を、6月以内の期間を定めて雇用される者から臨時的に任用された者に改める。

(7) 盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第25号)の一部改正

職員の定義から、地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)の適用を受ける者を除く。

(8) 盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成6年条例第41号)の一部改正

地方公務員法から引用する規定の整理を行う。

(9) 盛岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第5号)の一部改正

地方公務員法から引用する規定の整理を行う。

(10) 盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第6号)の一部改正

人事行政の運営等の状況を報告しなければならない事項に、フルタイム会計年度任用職員に係る事項を加える。

(11) 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年条例第36号)の一部改正

ア 会計年度任用職員に係る給与の種類を、給料及び手当とする。

イ パートタイム会計年度任用職員の手当の種類を初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

ウ フルタイム会計年度任用職員の手当の種類を初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

エ 会計年度任用職員に係る給与の基準を、管理者が定めるものとする。

(12) 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成21年条例第5号)の一部改正

会計年度任用職員である市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件を、会計年度任用職員の給与等に関する条例(平成31年岩手県条例第6号)の適用を受ける盛岡市立学校職員の例によるものとする。

3 施行期日

令和2年4月1日

【第1条】盛岡市職員給与支給条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 令和元年 月 日条例第 号 盛岡市職員給与支給条例</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、次に掲げる者をいう。<b>ただし、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である者を除く。</b></p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の一般職の職員 (2) 法第57条の規定による単純な労務に雇用される職員 (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の規定による教育委員会事務局職員及び同法第31条の規定による教育機関の職員（盛岡市立高等学校及び盛岡市立幼稚園の校長、園長、副校長、副園長、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手を除く。）</p> <p>第3条から第6条まで 略</p> <p>第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表（別表第1） (2) 医療職給料表（別表第2） ア 医療職給料表（1） イ 医療職給料表（2）</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第2条第2号に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 盛岡市職員給与支給条例</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の一般職の職員 (2) 法第57条の規定による単純な労務に雇用される職員 (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の規定による教育委員会事務局職員及び同法第31条の規定による教育機関の職員（盛岡市立高等学校及び盛岡市立幼稚園の校長、園長、副校長、副園長、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手を除く。）</p> <p>第3条から第6条まで 略</p> <p>第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表（別表第1） (2) 医療職給料表（別表第2） ア 医療職給料表（1） イ 医療職給料表（2）</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第2条第2号及び第33条の9に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内</p>

改正後	改正前
<p>容は、級別基準職務表（別表第3）の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</p> <p>第8条から第26条まで 略</p> <p>第27条 勤務所を異にする異動又は勤務する勤務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務所の移転の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動又は勤務所の移転の直後の勤務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、3万円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3 給料表の適用を受けない職員に<b>（第33条の9の規定の適用を受ける職員を除く。）</b>、国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であつた者その他規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>	<p>容は、級別基準職務表（別表第3）の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</p> <p>第8条から第26条まで 略</p> <p>第27条 勤務所を異にする異動又は勤務する勤務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務所の移転の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動又は勤務所の移転の直後の勤務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、3万円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3 給料表の適用を受けない職員<b>（第33条の9の規定の適用を受ける職員を除く。）</b>、国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であつた者その他規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>



【第2条】盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 昭和26年11月27日条例第49号 改正 略 令和元年 月 日条例第 号</p> <p style="text-align: center;">盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、盛岡市職員の休職の事由に関する条例（昭和39年条例第8号。）第2条各号の規定に該当する場合における休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年を <b>超えない</b> 範囲内において、それぞれ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2 前項の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を <b>超えない</b> 範囲内において、これを更新することができる。</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、 <b>速やかに</b> 復職を命じなければならない。</p> <p>4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p> <p><b>5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「3年」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期」とする。</b></p> <p>第4条から第6条まで 略 附 則 略 附 則（令和元年条例第 号）</p> <p><b>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</b> <b>2 略</b></p>	<p style="text-align: center;">○盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 昭和26年11月27日条例第49号 改正 略</p> <p style="text-align: center;">盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、盛岡市職員の休職の事由に関する条例（昭和39年条例第8号。）第2条各号の規定に該当する場合における休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年を <b>こえない</b> 範囲内において、それぞれ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2 前項の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を <b>こえない</b> 範囲内において、これを更新することができる。</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、 <b>すみやかに</b> 復職を命じなければならない。</p> <p>4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p> <p>第4条から第6条まで 略 附 則 略</p>

改正後	改正前
<b>3 略</b>	

【第3条】盛岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 昭和26年11月27日条例第50号 改正 略 令和元年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 第1条から第3条まで 略 (減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬(盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第 号)第4条の規定による報酬に限る。))の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>第5条及び第6条 略</p> <p>附 則 略 附 則 (令和元年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 2 略 3 略</p>	<p>○盛岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 昭和26年11月27日条例第50号 改正 略</p> <p>盛岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 第1条から第3条まで 略 (減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下給料 〃の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>第5条及び第6条 略</p> <p>附 則 略</p>

【第4条】盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号 改正 略 令和元年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第19条まで 略 (会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第20条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、通勤手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当とする。</p> <p>3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、通勤手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>4 第1項の給与の基準は、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定める。</p> <p>附 則 略 附 則 (令和元年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 2 略 3 略</p>	<p>○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号 改正 略</p> <p>盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第19条まで 略 (臨時又は非常勤の職員の給与)</p> <p>第20条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p>附 則 略</p>



【第5条】盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号</p> <p>改正 略 令和元年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市職員の退職手当に関する条例</p> <p>第1条 略 (適用範囲)</p> <p>第2条 この条例の規定は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき採用された職員)を除く。以下「職員」という。)について適用する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)に限る。)で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気をいう。以下同じ。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退</p>	<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市職員の退職手当に関する条例</p> <p>第1条 略 (適用範囲)</p> <p>第2条 この条例の規定は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき採用された職員及び臨時的に任用された職員)を除く。以下「職員」という。)について適用する。</p>

改正後	改正前
<p>職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>第3条から第3条の5まで 略 (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100 (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110 (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160 (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200 (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160 (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病 又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60 (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80 (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90 (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(盛岡市職員の定年等</p>	<p>第3条から第3条の5まで 略 (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100 (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110 (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160 (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200 (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160 (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120</p> <p>2 前項に規定する者のうち、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷若しくは病気を(以下「傷病」という。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60 (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80 (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90 (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(盛岡市職員の定年等</p>

改正後	改正前
<p>に関する条例（昭和59年条例第27号。以下「定年条例」という。）第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</p> <p>(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</p> <p>2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>第6条から第7条の6まで 略 （勤続期間の計算）</p> <p>第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続きいた在職期間による。</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。</p> <p>3 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続きいて在職したものとみなす。</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あつたときは、</p>	<p>に関する条例（昭和59年条例第27号。以下「定年条例」という。）第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</p> <p>(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</p> <p>2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>第6条から第7条の6まで 略 （勤続期間の計算）</p> <p>第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続きいた在職期間による。</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。</p> <p>3 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続きいて在職したものとみなす。</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あつたときは、</p>

改正後	改正前
<p>その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在职期間から除算する。</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在职期間には、職員以外の地方公務員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続きいて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在职期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在职期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在职期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在职期間（当該給与の計算の基礎となるべき在职期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規程又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在职期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 職員が、第19条第2項の規定により退職手当を支給されないう職員以外の地方公務員等となり、引き続きいて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続きいて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続きいた在职期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続き</p>	<p>その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在职期間から除算する。</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在职期間には、職員以外の地方公務員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続きいて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在职期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在职期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在职期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在职期間（当該給与の計算の基礎となるべき在职期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規程又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在职期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 職員が、第19条第2項の規定により退職手当を支給されないう職員以外の地方公務員等となり、引き続きいて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続きいて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続きいた在职期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続き</p>

改正後	改正前
<p>いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程又は退職手当の支給の基準において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤</p>	<p>いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程又は退職手当の支給の基準において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤</p>

改正後	改正前
<p>続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続</p>	<p>続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続</p>

改正後	改正前
<p>いて職員となつた場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(5) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(6) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(7) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となつた者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。</p>	<p>いて職員となつた場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(5) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(6) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(7) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となつた者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。</p>

改正後	改正前
<p>7 前各項の規定により計算した在职期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在职期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第5条第1項又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。</p> <p>8 前項の規定は、前条又は第11条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。</p> <p>9 第11条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在职期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。</p> <p><b>（勤続期間の計算の特例）</b></p> <p><b>第8条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。</b></p> <p><b>（1） 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間</b></p> <p><b>（2） 第2条第2項に規定する者以外のフルタイム会計年度任用職員のうち、同項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間</b></p> <p><b>第8条の3 第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者（同項に規定する者に相当する市以外の地方公共団体のフルタイム会計年度任用職員及び国家公務員退職手当法第2条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。次項において同じ。）としての引き続いた在職期間を含むものとする。</b></p> <p><b>2 前条の規定は、第2条第2項に規定する者であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。</b></p> <p>（一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算）</p> <p>第9条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続</p>	<p>7 前各項の規定により計算した在职期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在职期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第5条第1項又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。</p> <p>8 前項の規定は、前条又は第11条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。</p> <p>9 第11条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在职期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。</p> <p>（一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算）</p> <p>第9条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き</p>



改正後	改正前
<p>4 移行型一般地方独立行政法人の成立の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りではない。</p> <p>第10条から第19条まで 略</p> <p>(町村合併により引継採用された者の取扱)</p> <p><b>第20条</b> 本市に合併した元の町村に属していた職員であつて、合併の際、本市に引継採用された者に対する第8条の規定の適用については、合併による引き継いだ元の町村の在職期間（特別職の職員としての在職期間を含む。）を本市の職員としての引き続き在職期間に含むものとする。但し、本市に合併前その町村より受けた退職手当又はこれに相当する給与の基礎となつた在職期間はこの限りでない。</p> <p>(実施規定)</p> <p><b>第21条</b> この条例の実施に関し、必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和元年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 第5条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により職員とみなされる者以外の常時勤務に服することを要しない者（地方公務員法（昭和25年法律第261</p>	<p>4 移行型一般地方独立行政法人の成立の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りではない。</p> <p>第10条から第19条まで 略</p> <p>(臨時職員の退職手当)</p> <p><b>第20条</b> 職員に準ずる臨時職員については、第2条の規定にかかわらず、職員の場合に準じて退職手当を支給することができるものとする。</p> <p>(町村合併により引継採用された者の取扱)</p> <p><b>第21条</b> 本市に合併した元の町村に属していた職員であつて、合併の際、本市に引継採用された者に対する第8条の規定の適用については、合併による引き継いだ元の町村の在職期間（特別職の職員としての在職期間を含む。）を本市の職員としての引き続き在職期間に含むものとする。但し、本市に合併前その町村より受けた退職手当又はこれに相当する給与の基礎となつた在職期間はこの限りでない。</p> <p>(実施規定)</p> <p><b>第22条</b> この条例の実施に関し、必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 略</p>
<p>号) 第22条の2第1項第2号に掲げる職員に限る。)の新条例第2条第2項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つた場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第4条から第6条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。</p> <p>3 前項の規定の適用を受ける者に対する新条例第8条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。</p>	

改正後	改正前
<p>号) 第22条の2第1項第2号に掲げる職員に限る。)の新条例第2条第2項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つた場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第4条から第6条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。</p> <p>3 前項の規定の適用を受ける者に対する新条例第8条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。</p>	

【第6条】盛岡市職員定数条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号 改正 略 令和元年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市職員定数条例 盛岡市職員定数条例（昭和24年条例第42号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者を除く。）をいう。</p> <p>第3条から第5条まで 略</p> <p>附 則 略 附 則（令和元年条例第 号）</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号 改正 略</p> <p>盛岡市職員定数条例 盛岡市職員定数条例（昭和24年条例第42号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（6月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）をいう。</p> <p>第3条から第5条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

【第7条】盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 昭和42年12月26日条例第25号 改正 略 令和元年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>第1条 略 （職員）</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員並びに非常勤の調査員及び嘱託員その他非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条第1項に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外のものをいう。</p> <p>（1）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者</p> <p>（2）盛岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第8号）の適用を受ける者</p> <p>（3）市町村消防団員等公務災害補償条例（平成元年岩手県市町村総合事務組合条例第6号）の適用を受ける者</p> <p>第2条の2から第24条まで 略</p> <p>附 則 略 附 則（令和元年条例第 号）</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>○盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 昭和42年12月26日条例第25号 改正 略</p> <p>盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>第1条 略 （職員）</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員並びに非常勤の調査員及び嘱託員その他非常勤の職員（ ）で次に掲げる者以外のものをいう。</p> <p>（1）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者</p> <p>（2）盛岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第8号）の適用を受ける者</p> <p>（3）市町村消防団員等公務災害補償条例（平成元年岩手県市町村総合事務組合条例第6号）の適用を受ける者</p> <p>第2条の2から第24条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

【第8条】盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成6年12月26日条例第41号 改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和元年 月 日 条例第 号</p> <p>盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、市と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 外国の地方公共団体の機関 (2) 外国政府の機関 (3) 我が国が加盟している国際機関 (4) 外国の学校、研究所又は病院で前3号に該当しないもの (5) 前各号に準ずる機関で規則で定めるもの</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) 非常勤職員 (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4) 盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第4条第1項の規定に基づき引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項</p>	<p>○盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成6年12月26日条例第41号 改正 略</p> <p>盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、市と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 外国の地方公共団体の機関 (2) 外国政府の機関 (3) 我が国が加盟している国際機関 (4) 外国の学校、研究所又は病院で前3号に該当しないもの (5) 前各号に準ずる機関で規則で定めるもの</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) 非常勤職員 (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4) 盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第4条第1項の規定に基づき引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項</p>

改正後	改正前
<p>の規定に基づき期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは盛岡市職員の休職の事由に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>第3条から第9条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和元年条例第 号）</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>の規定に基づき期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは盛岡市職員の休職の事由に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>第3条から第9条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>



【第9条】盛岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成14年3月29日条例第5号 改正 略 令和元年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 法第2条第1項第1号に規定する法人のうち、市が基本金その他これに準ずるものを出資しているもの又は市の区域内に事務所を有するもので、規則で定めるもの</p> <p>(2) 法第2条第1項第3号に規定するもののうち、市の区域内に事務所を有するもので規則で定めるもの</p> <p>(3) 法第2条第1項第4号に規定するもので規則で定めるもの</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 盛岡市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第27号)第4条第1項の規定に基づき引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定に基づき期限を延長することとされている職員</p>	<p>○盛岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成14年3月29日条例第5号 改正 略</p> <p>盛岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 法第2条第1項第1号に規定する法人のうち、市が基本金その他これに準ずるものを出資しているもの又は市の区域内に事務所を有するもので、規則で定めるもの</p> <p>(2) 法第2条第1項第3号に規定するもののうち、市の区域内に事務所を有するもので規則で定めるもの</p> <p>(3) 法第2条第1項第4号に規定するもので規則で定めるもの</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 盛岡市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第27号)第4条第1項の規定に基づき引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定に基づき期限を延長することとされている職員</p>

改正後	改正前
<p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは盛岡市職員の休職の事由に関する条例(昭和39年条例第8号)第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 法第2条第3項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項の規定による職員の派遣(以下「職員派遣」という。)に係る職員の職員派遣を受ける公益的法人等(以下「派遣先団体」という。)における福利厚生に関する事項</p> <p>(2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項</p> <p>第3条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略 附 則 (令和元年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは盛岡市職員の休職の事由に関する条例(昭和39年条例第8号)第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 法第2条第3項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項の規定による職員の派遣(以下「職員派遣」という。)に係る職員の職員派遣を受ける公益的法人等(以下「派遣先団体」という。)における福利厚生に関する事項</p> <p>(2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項</p> <p>第3条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

【第10条】盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月30日条例第6号 改正 略 令和元年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員 (臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2 号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項と する。</p> <p>(1) 任免及び人数の状況 (2) 人事評価の状況 (3) 給与の状況 (4) 勤務時間その他の勤務条件の状況 (5) 休業の状況 (6) 分限及び懲戒処分 (7) サービスの状況 (8) 退職管理の状況 (9) 研修の状況 (10) 福祉及び利益の保護の状況 (11) その他市長が必要と認める事項</p> <p>第4条から第8条まで 略</p> <p>附 則 略 附 則 (令和元年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月30日条例第6号 改正 略</p> <p>盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員 (臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1 項に規定する短時間勤務の職を占める 職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項と する。</p> <p>(1) 任免及び人数の状況 (2) 人事評価の状況 (3) 給与の状況 (4) 勤務時間その他の勤務条件の状況 (5) 休業の状況 (6) 分限及び懲戒処分の状況 (7) サービスの状況 (8) 退職管理の状況 (9) 研修の状況 (10) 福祉及び利益の保護の状況 (11) その他市長が必要と認める事項</p> <p>第4条から第8条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>2 略</p> <p>3 略</p>	

【第11条】盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号</p> <p>改正 略 令和元年 月 日 条例第 号</p> <p>盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第25条まで 略 (会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第26条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。</p> <p>3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>4 第1項の給与の基準は、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定める。</p> <p>附 則 略 附 則 (令和元年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 2 略 3 略</p>	<p>○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第25条まで 略 (臨時又は非常勤の職員の給与)</p> <p>第26条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p>附 則 略</p>

【第12条】盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成21年3月27日条例第5号</p> <p>改正 略 令和元年 月 日 条例第 号</p> <p>盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 略 (給与、勤務時間その他の勤務条件)</p> <p>第2条 教員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、次条に定めるもののほか、市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号)(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である教員にあっては、会計年度任用職員の給与等に関する条例(平成31年岩手県条例第6号))の適用を受ける盛岡市立学校職員の例による。</p> <p>第3条 略 附 則 略 附 則 (令和元年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 2 略 3 略</p> <p>別表 略</p>	<p>○盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成21年3月27日条例第5号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 略 (給与、勤務時間その他の勤務条件)</p> <p>第2条 教員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、次条に定めるもののほか、市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号)の適用を受ける盛岡市立学校職員の例による。</p> <p>第3条 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>

議案第 99 号

盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例について

1 制定の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の改正に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）（同法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「技労職員等」という。）である者を除く。（3）までにおいて同じ。）に係る事項

ア 給料に相当する報酬として、盛岡市職員給与支給条例の適用を受ける職員（以下「給与条例適用職員」という。）との権衡や職務の特殊性等を考慮し、規則で定める基準に従い、任命権者が定める額を支給することとし、その支給方法及び減額の基準を定める。

イ 初任給調整手当，地域手当，特殊勤務手当，特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。），時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当の各手当に相当する報酬を支給することとし，その額及び支給方法を定める。

ウ パートタイム会計年度任用職員が通勤のため交通機関等を利用した場合及び職務のため旅行した場合に，その費用を弁償することとし，その額及び支給方法を定める。

(2) フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者（技労職員等である者を除く。）をいう。以下同じ。）に係る事項

ア 給与条例適用職員との権衡や職務の特殊性等を考慮し，規則で定める基準に従い，任命権者が定める額の給料を支給することとし，その支給方法及び減額の基準を定める。

イ 初任給調整手当，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。），時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当及び宿日直手当を支給することとし，その額及び支給方法を定める。

(3) パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員に関する事項

ア 会計年度任用職員に期末手当を支給することとし，その額及び支給方法を定める。

イ 会計年度任用職員が休職にされた場合における給与の支給基準を定める。

(4) 会計年度任用職員のうち技労職員等に関する事項

ア 給与の種類を給料，初任給調整手当，通勤手当，特殊勤務手当，特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。），時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当及び期末

手当とし、給与の基準を職務の性質及び責任の度に基づき、かつ、他の会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定めるものとする。

イ パートタイム会計年度任用職員のうち技労職員等が職務のため旅行した場合に、その費用を弁償することとし、その額及び支給方法を定める。

### 3 施行期日

令和2年4月1日

議案第 100 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

1 制定の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、期末手当等を支給される者の要件を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

期末手当及び勤勉手当の支給に係る規定から、成年被後見人又は被保佐人に該当して失職した職員に係る部分を削る。

(2) 盛岡市旅費条例（昭和26年条例第19号）の一部改正

地方公務員法（昭和25年法律第261号）から引用する規定の整理を行う。

(3) 盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第49号）の一部改正

地方公務員法から引用する規定の整理を行う。

(4) 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号）の一部改正

ア 期末手当及び奨励手当の支給に係る規定から、成年被後見人又は被保佐人に該当して失職した職員に係る部分を削る。

イ 退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分に係る規定から、成年被後見人又は被保佐人に該当して失職した場合に係る部分を削る。

(5) 盛岡市職員の退職手当に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部改正

一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分に係る規定から、成年被後見人又は被保佐人に該当して失職した場合に係る部分を削る。

(6) 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）の一部改正

ア 期末手当及び勤勉手当の支給に係る規定から、成年被後見人又は被保佐人に該当して失職した職員に係る部分を削る。

イ 退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分に係る規定から、成年被後見人又は被保佐人に該当して失職した場合に係る部分を削る。

3 施行期日

令和元年12月14日

【第1条】盛岡市職員給与支給条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 令和元年 月 日 条例第 号</p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第12条まで 略</p> <p>第13条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第5項において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。</p> <p>2 職員ががん又は結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p> <p>5 職員が盛岡市職員の休職の事由に関する条例（昭和39年条例第8号。以下「休職条例」という。）に定める事由に該当して休職にされたときは、次に掲げる基準により、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当を支給することができる。</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略</p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第12条まで 略</p> <p>第13条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第5項において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。</p> <p>2 職員ががん又は結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p> <p>5 職員が盛岡市職員の休職の事由に関する条例（昭和39年条例第8号。以下「休職条例」という。）に定める事由に該当して休職にされたときは、次に掲げる基準により、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当を支給することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 休職条例第2条に掲げる場合（次号に規定する場合を除く。） 100分の70以内</p> <p>(2) 休職条例第2条第3号の規定に該当して休職にされた場合でその原因が公務又は通勤によると認められるとき 100分の100以内</p> <p>6 法第28条第2項又は休職条例の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。</p> <p>7 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。</p> <p>8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第33条の4第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第33条の4第1項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第33条の4の2及び第33条の4の3の規定を準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは、「第13条第8項」と読み替えるものとする。</p> <p>第14条から第33条の3まで 略</p> <p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>(1) 休職条例第2条に掲げる場合（次号に規定する場合を除く。） 100分の70以内</p> <p>(2) 休職条例第2条第3号の規定に該当して休職にされた場合でその原因が公務又は通勤によると認められるとき 100分の100以内</p> <p>6 法第28条第2項又は休職条例の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。</p> <p>7 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。</p> <p>8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第33条の4第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第33条の4第1項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第33条の4の2及び第33条の4の3の規定を準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは、「第13条第8項」と読み替えるものとする。</p> <p>第14条から第33条の3まで 略</p> <p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>

改正後	改正前
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し[ ]、又は死亡した職員にあつては、退職し[ ]、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第33条の4の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第33条の4の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条</p>

改正後	改正前
<p>第4項の規定により失職した職員[ ]</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮[ ]以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮[ ]以上の刑に処せられたもの</p> <p>第33条の4の3 略</p> <p>第33条の5 勤労手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し[ ]、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し[ ]、又は死亡した職員にあつては、退職し[ ]、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に</p>	<p>第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮(二)以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮(二)以上の刑に処せられたもの</p> <p>第33条の4の3 略</p> <p>第33条の5 勤労手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に</p>



改正後	改正前
<p>100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条の6から第37条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和元年条例第 号）</p> <p>1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する職員にあつては、奨励手当）の支給については、第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「新条例」という。）第13条第8項、第33条の4第1項及び第4項、第33条の4の2（新条例第33条の5第5項において準用する場合を含む。）並びに第33条の5第1項及び第2項、</p>	<p>100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条の6から第37条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>第4条の規定による改正後の盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第12条及び第13条並びに第6条の規定による改正後の盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条及び第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	

【第2条】盛岡市旅費条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市旅費条例 昭和26年3月30日条例第19号 改正 略 令和元年 月 日条例第 号	○盛岡市旅費条例 昭和26年3月30日条例第19号 改正 略
第1条及び第2条 略 (旅費の支給)	第1条及び第2条 略 (旅費の支給)
第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。	第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。
2 職員が、次の各号のいづれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に、退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員 (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族	2 職員が、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に、退職、免職(罷免を含む。)、失職、又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員 (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
3 職員が、前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号若しくは第29条各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。	3 職員が、前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第2号から第5号まで、若しくは、第29条各号に掲げる事由、又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
4 職員又は職員以外の者が、依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。	4 職員又は、職員以外の者が、依頼、又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。
5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。	5 第1項、第2項、及び前項の規定に該当する場合を除く外、他に特別の定めがある場合その他、市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
6 第1項、第2項及び前2項の規定により、旅費の支給	6 第1項、第2項及び第4項、並びに前項までの規定により、旅費の支給

改正後	改正前
を受けることができる者が、その出発前に、次条第3項の規定により、旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合には、当該旅行のため、既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となつた金額で規則で定めるものを、旅費として支給することができる。	を受けることができる者が、その出発前に、第4条第3項の規定により、旅行命令等を取り消され、又は、死亡した場合には、当該旅行のため、既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となつた金額で規則で定めるものを、旅費として支給することができる。
7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で、規則で定める金額を旅費として支給することができる。	7 第1項、第2項、及び第4項並びに第5項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部、又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で、規則で定める金額を旅費として支給することができる。
第4条から第30条まで 略 附 則 略 附 則 (令和元年条例第 号)	第4条から第30条まで 略 附 則 略
1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。	
2 略	

【第3条】盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 昭和26年11月27日条例第49号</p> <p>改正 略 令和元年 月 日条例第 号</p> <p>第1条から第4条まで 略 (特例)</p> <p>第5条 法第28条第4項に規定する条例に特別の定めがある場合は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、かつ、刑の執行が猶予された者で、情状により特にその職を保有させることが適当であるものと任命権者が認めた場合とする。</p> <p>第6条 略 附 則 略 附 則 (令和元年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。 2 略</p>	<p>○盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 昭和26年11月27日条例第49号</p> <p>改正 略</p> <p>第1条から第4条まで 略 (特例)</p> <p>第5条 法第28条第4項に規定する条例に特別の定めがある場合は、法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、その罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、かつ、刑の執行が猶予された者で、情状により特にその職を保有させることが適当であるものと任命権者が認めた場合とする。</p> <p>第6条 略 附 則 略</p>

【第4条】盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号</p> <p>改正 略 令和元年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>第1条から第11条まで 略 (期末手当)</p> <p>第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、その在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。 (奨励手当)</p> <p>第13条 奨励手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、その者のこれらの日以前における直近の人事評価の結果及びこれらの日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>第13条の2から第13条の4まで 略 (退職手当)</p> <p>第14条 職員が勤続期間(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務を執ることを要しなかつた期間を除く。以下この条において同じ。)6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当を支給する。</p>	<p>○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>第1条から第11条まで 略 (期末手当)</p> <p>第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、その在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。 (奨励手当)</p> <p>第13条 奨励手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、その者のこれらの日以前における直近の人事評価の結果及びこれらの日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>第13条の2から第13条の4まで 略 (退職手当)</p> <p>第14条 職員が勤続期間(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務を執ることを要しなかつた期間を除く。以下この条において同じ。)6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当を支給する。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 定数の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した場合</p> <p>(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気により退職した場合</p> <p>(3) 死亡により退職した場合</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、その定めるところにより、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職( )をした者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に該当し、退職させられた者</p> <p>3 在職期間中に地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者は、その定めるところにより、当該退職手当が支払われる前にあつてはその額の支払を差し止め、又はその全部若しくは一部を支給しないこととする処分を行い、当該退職手当が支払われた後にあつてはその額の全部若しくは一部の返納又はその額の全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、第1項の退職手当に含まれるものとする。ただし、同項の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、同項の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。</p> <p>5 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第</p>	<p>(1) 定数の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した場合</p> <p>(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気により退職した場合</p> <p>(3) 死亡により退職した場合</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、その定めるところにより、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に該当し、退職させられた者</p> <p>3 在職期間中に地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者は、その定めるところにより、当該退職手当が支払われる前にあつてはその額の支払を差し止め、又はその全部若しくは一部を支給しないこととする処分を行い、当該退職手当が支払われた後にあつてはその額の全部若しくは一部の返納又はその額の全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、第1項の退職手当に含まれるものとする。ただし、同項の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、同項の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。</p> <p>5 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第</p>

改正後	改正前
<p>23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものをいう。以下同じ。)にあつては、6月以上)で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(管理者が指定する者については、管理者が指定する期間)内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当する者が退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>7 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>第15条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和元年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正</p>	<p>23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものをいう。以下同じ。)にあつては、6月以上)で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(管理者が指定する者については、管理者が指定する期間)内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当する者が退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>7 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>第15条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する職員にあっては、奨励手当）の支給については、第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「新条例」という。）第13条第8項、第33条の4第1項及び第4項、第33条の4の2（新条例第33条の5第5項において準用する場合を含む。）並びに第33条の5第1項及び第2項、第4条の規定による改正後の盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第12条及び第13条並びに第6条の規定による改正後の盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条及び第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	

【第5条】盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号</p> <p>改正 略 令和元年 月 日 条例第 号</p> <p>盛岡市職員の退職手当に関する条例 第1条から第11条まで 略 （懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響その他の規則で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>（1） 懲戒免職等処分を受けて退職をした者 （2） 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 <span style="background-color: yellow;"> </span> <span style="background-color: yellow;"> </span>又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2 退職手当管理機関は、前項の規定に基づく処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を盛岡市公告式条例（平成16年条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>	<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市職員の退職手当に関する条例 第1条から第11条まで 略 （懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響その他の規則で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>（1） 懲戒免職等処分を受けて退職をした者 （2） 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 <span style="background-color: yellow;"> </span> <span style="background-color: yellow;"> </span>又はこれに準ずる退職をした者 <span style="background-color: yellow;">（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）</span></p> <p>2 退職手当管理機関は、前項の規定に基づく処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を盛岡市公告式条例（平成16年条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>

改正後	改正前
第13条から第22条まで 略 附 則 略 附 則 (令和元年条例第 号) 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。 2 略	第13条から第22条まで 略 附 則 略

【第6条】盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号 改正 略 令和元年 月 日条例第 号 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第16条まで 略 (期末手当) 第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、その在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの日前1月以内に退職し、 又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。 (勤勉手当) 第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、その者のこれらの日以前における直近の人事評価の結果及びこれらの日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの日前1月以内に退職し、 又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。 第19条及び第19条の2 略 (退職手当) 第20条 職員が勤続期間(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務を執ることを要しなかった期間を除く。以下この条において同じ。)6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当を支給する。	○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号 改正 略 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第16条まで 略 (期末手当) 第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、その在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。 (勤勉手当) 第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、その者のこれらの日以前における直近の人事評価の結果及びこれらの日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。 第19条及び第19条の2 略 (退職手当) 第20条 職員が勤続期間(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務を執ることを要しなかった期間を除く。以下この条において同じ。)6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当を支給する。

改正後	改正前
<p>(1) 定数の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した場合</p> <p>(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気により退職した場合</p> <p>(3) 死亡により退職した場合</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、その定めるところにより、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職( )をした者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に該当し、退職させられた者</p> <p>3 在職期間中に地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者は、その定めるところにより、当該退職手当が支払われる前にあってはその額の支払を差し止め、又はその全部若しくは一部を支給しないこととする処分を行い、当該退職手当が支払われた後にあってはその額の全部若しくは一部の返納又はその額の全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、第1項の退職手当に含まれるものとする。ただし、同項の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、同項の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。</p> <p>5 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第</p>	<p>(1) 定数の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した場合</p> <p>(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気により退職した場合</p> <p>(3) 死亡により退職した場合</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、その定めるところにより、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に該当し、退職させられた者</p> <p>3 在職期間中に地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者は、その定めるところにより、当該退職手当が支払われる前にあってはその額の支払を差し止め、又はその全部若しくは一部を支給しないこととする処分を行い、当該退職手当が支払われた後にあってはその額の全部若しくは一部の返納又はその額の全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、第1項の退職手当に含まれるものとする。ただし、同項の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、同項の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。</p> <p>5 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第</p>

改正後	改正前
<p>23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものをいう。以下同じ。)にあっては、6月以上)で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(管理者が指定する者については、管理者が指定する期間)内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当する者が退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>7 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>第21条から第26条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和元年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正</p>	<p>23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものをいう。以下同じ。)にあっては、6月以上)で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(管理者が指定する者については、管理者が指定する期間)内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当する者が退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>7 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>第21条から第26条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する職員にあっては、奨励手当）の支給については、第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「新条例」という。）第13条第8項、第33条の4第1項及び第4項、第33条の4の2（新条例第33条の5第5項において準用する場合を含む。）並びに第33条の5第1項及び第2項、第4条の規定による改正後の盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第12条及び第13条並びに第6条の規定による改正後の盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条及び第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	



議案第 101 号

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の制定の趣旨を踏まえ、排水設備等の工事を施行する者の指定に係る基準及び手続を改める。

また、社会情勢の変化を踏まえ、当該指定を受けた者であることを証する標示板を廃止することに伴い、当該指定を受けた者であることを証する書面に係る手続に改めるとともに、下水道事業の安定的な経営に資するため、当該指定に係る手数料を新たに定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 排水設備等の工事を施行する者の指定に係る基準のうち、成年被後見人又は被保佐人に該当しない者であることを、心身の故障により排水設備等の工事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるものに該当しない者であることに改める。
- (2) 排水設備等の工事を施行する者の指定の申請の際に添付する図書のうち、(1)の基準に該当しないことを証する書類を、当該基準に該当しないことを誓約する書類に改める。
- (3) 排水設備等の工事を施行する者として管理者の指定を受けた者（以下「工事店」という。）であることを証する標示板に係る規定を削る。
- (4) 工事店であることを証する書類の再交付及び返納に係る手続を定める。
- (5) 排水設備等の工事を施行する者の指定に係る手数料を新たに定め、その額を1件につき11,000円とする。

3 施行期日

- (1) 2-(1) から(4) まで 公布の日
- (2) 2-(5) 令和2年4月1日

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号</p> <p>改正 略 令和 年 月 日 条例第 号</p> <p>盛岡市下水道条例 目次及び第1条から第7条まで 略 第2章の2 工事店 (指定の申請)</p> <p>第7条の2 前条に規定する指定を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、次に掲げる図書を添付して管理者に申請しなければならない。</p> <p>(1) 住民票記載事項証明書又は印鑑登録証明書（法人にあつては、当該法人の登記事項証明書、定款の写し及び代表者の住民票記載事項証明書又は印鑑登録証明書）</p> <p>(2) 経歴書（法人にあつては、代表者の経歴書）</p> <p>(3) 次条第1項第5号ア及びイに該当しないことを誓約する書類（法人にあつては、役員全員の同号ア及びイに該当しないことを誓約する書類）</p> <p>(4) 排水設備等の工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の写真、平面図及び付近の見取図</p> <p>(5) 専属する排水設備工事責任技術者（公益財団法人岩手県下水道公社の排水設備工事責任技術者名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）の名簿、当該排水設備工事責任技術者に係る排水設備工事責任技術者証の写し及び当該排水設備工事責任技術者との雇用関係を証する書類</p> <p>(6) 設備器材の調書</p> <p>(7) 県内いずれかの市町村において水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の指定を受けていることを証する書類の写し</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類</p> <p>2 第7条の4の有効期間の満了後も引き続いて第7条に規定する指定を受</p>	<p>○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市下水道条例 目次及び第1条から第7条まで 略 第2章の2 工事店 (指定の申請)</p> <p>第7条の2 前条に規定する指定を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、次に掲げる図書を添付して管理者に申請しなければならない。</p> <p>(1) 住民票記載事項証明書又は印鑑登録証明書（法人にあつては、当該法人の登記事項証明書、定款の写し及び代表者の住民票記載事項証明書又は印鑑登録証明書）</p> <p>(2) 経歴書（法人にあつては、代表者の経歴書）</p> <p>(3) 次条第1項第5号ア に該当しないことを証する 書類（法人にあつては、役員全員の同号ア に該当しないことを証する 書類）</p> <p>(4) 排水設備等の工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の写真、平面図及び付近の見取図</p> <p>(5) 専属する排水設備工事責任技術者（公益財団法人岩手県下水道公社の排水設備工事責任技術者名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）の名簿、当該排水設備工事責任技術者に係る排水設備工事責任技術者証の写し及び当該排水設備工事責任技術者との雇用関係を証する書類</p> <p>(6) 設備器材の調書</p> <p>(7) 県内いずれかの市町村において水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の指定を受けていることを証する書類の写し</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類</p> <p>2 第7条の4の有効期間の満了後も引き続いて第7条に規定する指定を受</p>

改正後	改正前
<p>けようとする者は、管理者が定めるところにより、前項第3号、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。</p> <p>(指定の基準等)</p> <p>第7条の3 管理者は、前条の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第7条に規定する指定をしなければならない。</p> <p>(1) 県内に事業所を有する者であること。</p> <p>(2) 事業所に専属する排水設備工事責任技術者を1人以上置く者であること。</p> <p>(3) 事業所に排水設備等の工事を行うための設備及び器材を有する者であること。</p> <p>(4) 県内のいずれかの市町村において水道法第16条の2第1項の指定を受けている者であること。</p> <p>(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 心身の故障により排水設備等の工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ウ 第7条の12第1項の規定により工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</p> <p>エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>オ 法人であつて、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 管理者は、第7条に規定する指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。</p> <p>(指定の有効期間)</p> <p>第7条の4 第7条に規定する指定の有効期間は、5年とする。ただし、管</p>	<p>けようとする者は、管理者が定めるところにより、前項第3号、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。</p> <p>(指定の基準等)</p> <p>第7条の3 管理者は、前条の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第7条に規定する指定をしなければならない。</p> <p>(1) 県内に事業所を有する者であること。</p> <p>(2) 事業所に専属する排水設備工事責任技術者を1人以上置く者であること。</p> <p>(3) 事業所に排水設備等の工事を行うための設備及び器材を有する者であること。</p> <p>(4) 県内のいずれかの市町村において水道法第16条の2 の指定を受けている者であること。</p> <p>(5) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ 第7条の12 の規定により工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</p> <p>ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>エ 法人であつて、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 管理者は、第7条に規定する指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。</p> <p>(指定の有効期間)</p> <p>第7条の4 第7条に規定する指定の有効期間は、5年とする。ただし、管</p>

改正後	改正前
<p>理者は、特別の理由があると認めるときは、その有効期間を5年未満の期間とすることができる。</p> <p>(指定を受けたことを証する書面の交付等)</p> <p>第7条の5 管理者は、第7条に規定する指定をしたときは、当該指定をしたことを証する管理者が定める書面を当該指定を受けた者に交付するものとする。</p> <p>2 第7条に規定する指定を受けた者は、前項の規定により交付を受けた書面を汚損し、又は紛失したときは、管理者が定めるところにより、当該書面の再交付を申請しなければならない。</p> <p>(工事店の責務)</p> <p>第7条の6 第7条に規定する指定を受けた者(以下「工事店」という。)は、法令等の定めるところにより、誠実に排水設備等の工事を施行しなければならない。</p> <p>2 工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 排水設備等の工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないこと。</p> <p>(2) 排水設備等の工事の全部又は大部分を一括して第三者に、委託し、又は請け負わせてはならないこと。</p> <p>(3) 工事店としての自己の名義を他の者に貸与してはならないこと。</p> <p>(4) 災害等の緊急時に、排水設備等の復旧に関して管理者から協力の要請があつたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。</p> <p>第7条の7及び第7条の8 略</p> <p>(書面)の返納)</p> <p>第7条の9 工事店は、第7条の3第1項各号に適合しなくなつたとき、排水設備等の工事の事業を廃止したとき又は第7条の12第1項の規定により第7条に規定する指定を取り消されたときは、速やかに第7条の5第1項の規定により交付を受けた書面を管理者に返納しなければならない。</p> <p>第7条の10から第23条まで 略</p>	<p>理者は、特別の理由があると認めるときは、その有効期間を5年未満の期間とすることができる。</p> <p>(指定を受けたことを証する書面の交付等)</p> <p>第7条の5 管理者は、第7条に規定する指定をしたときは、当該指定をしたことを証する管理者が定める書面及び標示板を当該指定を受けた者に交付するものとする。</p> <p>2 第7条に規定する指定を受けた者は、 交付を受けた標示板を事業所内の見やすい所に掲げなければならない。</p> <p>(工事店の責務)</p> <p>第7条の6 第7条に規定する指定を受けた者(以下「工事店」という。)は、法令等の定めるところにより、誠実に排水設備等の工事を施行しなければならない。</p> <p>2 工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 排水設備等の工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないこと。</p> <p>(2) 排水設備等の工事の全部又は大部分を一括して第三者に、委託し、又は請け負わせてはならないこと。</p> <p>(3) 工事店としての自己の名義を他の者に貸与してはならないこと。</p> <p>(4) 災害等の緊急時に、排水設備等の復旧に関して管理者から協力の要請があつたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。</p> <p>第7条の7及び第7条の8 略</p> <p>(標示板)の返納)</p> <p>第7条の9 工事店は、第7条の3第1項各号に適合しなくなつたとき、排水設備等の工事の事業を廃止したとき又は第7条の12の規定により第7条に規定する指定を取り消されたときは、速やかに第7条の5の規定により交付を受けた標示板を管理者に返納しなければならない。</p> <p>第7条の10から第23条まで 略</p>

改正後	改正前
<p>(計量装置の設置等)</p> <p>第24条 管理者は、汚水の排出量の認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計量のための装置を取り付けることができる。</p> <p>2 使用者は、善良な管理者の注意をもつて前項の装置を管理するものとし、その装置を損傷し、又は亡失したときは、市にその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第25条 第7条に規定する指定1件につき11,000円の手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料は、第7条に規定する指定の際当該指定の申請をした者から徴収する。</p> <p>第26条から第29条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和元年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条を削り、第25条を第24条とし、同条の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市下水道条例第25条の規定は、令和2年4月1日以後に申請のあつた同条例第7条に規定する指定について適用する。</p>	<p>第24条 削除</p> <p>(計量装置の設置等)</p> <p>第25条 管理者は、汚水の排出量の認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計量のための装置を取り付けることができる。</p> <p>2 使用者は、善良な管理者の注意をもつて前項の装置を管理するものとし、その装置を損傷し、又は亡失したときは、市にその損害を賠償しなければならない。</p> <p>第26条から第29条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 102 号

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

- (1) 女性活躍推進の基盤を整備することを目的とし、住民票に旧氏を記載できることとされたため、印鑑登録についても旧氏の印鑑を登録することができるようにするものである。
- (2) 印鑑登録に係る手数料の徴収を定めた印鑑条例に減免の規定を追加するほか、所要の規定整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 旧氏の印鑑登録について

ア 住民票に旧氏の記載がされている者にあつては、当該旧氏を印鑑登録票に登載することとする。

イ 住民票に記載がされている旧氏及び名、旧氏並びに旧氏及び名の一部を組み合わせたもので表した印鑑を登録することができることとする。

(2) 手数料の減免について

市長が特に必要があると認めたときは、印鑑の登録、印鑑登録証の引換交付及び印鑑の登録証明の申請に係る手数料を減免することができる旨の規定を追加する。

3 施行期日

- (1) 2—(1) 令和元年11月5日
- (2) 2—(2) 公布の日

## 盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例（資料）

### 1 旧氏記載に係る改正について

旧姓を使用して活動する女性が増加している中、様々な場面で旧姓を使用しやすくし、女性活躍推進の環境を整備する

#### 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令

平成31年4月17日公布、令和元年11月5日施行

改正

住民基本台帳法施行令  
(昭和42年政令第292号)

マイナンバー法  
(※1) 施行令

公的個人認証法  
(※2) 施行令

(※1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)

(※2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律)

各種手続きに旧姓（旧氏）が併記された住民票が使用できるほか、個人番号カードにも旧氏が併記されることで、就職や職場等における旧姓での身分証明に資することができます。

#### 印鑑登録証明事務処理要領(昭和49年自治振第10号)の改正

(令和元年11月5日施行)

#### 盛岡市印鑑条例の一部を改正 (令和元年11月5日施行)

住民票に旧氏が記載されている者について

①印鑑登録票に旧氏を登録すること

②旧氏と名、旧氏、旧氏と名の一部を組み合わせたもので表した印鑑の登録ができること

住民票や個人番号カードに旧氏を記載して証明することと併せて、印鑑登録証明書にも旧氏が併記されることにより、同一人物たる証明が容易となり、契約等における旧氏使用に資することが見込まれます。

### 2 減免規定について

地方自治法第228条では、手数料等の徴収については条例で定めるとされており、手数料の減免についても徴収事務の一事務として条例の中に設けておくことが適当と解されている。

盛岡市印鑑条例には手数料の減免規定がなく、必要な場合に減免することができることを明確にするため、本条例改正に併せて減免規定を追加するもの。

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市印鑑条例 昭和45年9月9日条例第35号</p> <p>改正 略 令和元年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市印鑑条例</p> <p>第1条 略 (登録を受けることができる者)</p> <p>第2条 市において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定により住民票に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもつて調製する住民票にあつては、記録(以下同じ。))がされている者(15歳未満の者又は後見開始の審判を受けている者を除く。)は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>第3条及び第4条 略 (登録)</p> <p>第5条 市長は、印鑑の登録の申請について前条第1項の確認をしたときは、当該印鑑の登録をしなければならない。</p> <p>2 印鑑の登録は、印鑑登録票に申請者に係る次に掲げる事項を記載して行う。</p> <p>(1) 印影 (2) 登録番号 (3) 登録年月日 (4) 氏名(住民票に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。))の記載がされている者にあつては当該旧氏、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。))にあつては、住民票に記載がされている通称</p>	<p>○盛岡市印鑑条例 昭和45年9月9日条例第35号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市印鑑条例</p> <p>第1条 略 (登録を受けることができる者)</p> <p>第2条 市において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定により住民票に記載</p> <p>されている者(15歳未満の者又は後見開始の審判を受けている者を除く。)は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>第3条及び第4条 略 (登録)</p> <p>第5条 市長は、印鑑の登録の申請について前条第1項の確認をしたときは、当該印鑑の登録をしなければならない。</p> <p>2 印鑑の登録は、印鑑登録票に申請者に係る次に掲げる事項を記載して行う。</p> <p>(1) 印影 (2) 登録番号 (3) 登録年月日 (4) 氏名(外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。))にあつては、住民票に記載されている通称</p>

改正後	改正前
<p>(同令第30条の16第1項)に規定する通称をいう。以下同じ。)及び住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記(以下「片仮名表記」という。)を含む。)</p> <p>(5) 生年月日 (6) 住所</p> <p>3 前項第2号から第6号までに掲げる事項を記載した印鑑登録票については、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))をもつて調製することができる。</p> <p>(登録の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民票に記載がされている氏名、氏、名又は氏及び名の一部を組み合わせたもので表されていない印鑑(住民票に旧氏の記載がされている者にあつては旧氏及び名、旧氏又は旧氏及び名の一部を組み合わせたもので表されている印鑑、外国人住民にあつては通称、通称の一部若しくは通称の一部を組み合わせたもの又は片仮名表記、片仮名表記の一部若しくは片仮名表記の一部を組み合わせたもので表されている印鑑を除く。)であるとき。</p> <p>(2) 職業その他規則で定める事項を併せて表している印鑑であるとき。</p> <p>(3) 印影の大きさが、一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらない印鑑又は一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まる印鑑であるとき。</p> <p>(4) ゴム印その他印影の変化しやすい印鑑であるとき。</p> <p>(5) 印面に縁がない印鑑であるとき。</p> <p>(6) 印面が著しくき損し、若しくは磨滅している印鑑又は印面がき損し、磨滅し、若しくは湾曲しているため、印影の照合が困難と認められる印鑑であるとき。</p> <p>(7) 前各号に規定する場合のほか、市長が不適当と認めたととき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により印鑑の登録をすることができないときは、そ</p>	<p>(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項)に規定する通称をいう。以下同じ。)及び住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記(以下「片仮名表記」という。)を含む。)</p> <p>(5) 生年月日 (6) 住所</p> <p>3 前項第2号から第6号までに掲げる事項を記載した印鑑登録票については、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))をもつて調製することができる。</p> <p>(登録の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民票に記載されている氏名、氏、名又は氏及び名の一部を組み合わせたもので表されていない印鑑(外国人住民にあつては、通称、通称の一部若しくは通称の一部を組み合わせたもの又は片仮名表記、片仮名表記の一部若しくは片仮名表記の一部を組み合わせたもので表されている印鑑を除く。)であるとき。</p> <p>(2) 職業その他規則で定める事項を併せて表している印鑑であるとき。</p> <p>(3) 印影の大きさが、一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらない印鑑又は一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まる印鑑であるとき。</p> <p>(4) ゴム印その他印影の変化しやすい印鑑であるとき。</p> <p>(5) 印面に縁がない印鑑であるとき。</p> <p>(6) 印面が著しくき損し、若しくは磨滅している印鑑又は印面がき損し、磨滅し、若しくは湾曲しているため、印影の照合が困難と認められる印鑑であるとき。</p> <p>(7) 前各号に規定する場合のほか、市長が不適当と認めたととき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により印鑑の登録をすることができないときは、そ</p>

改正後	改正前
<p>の理由を申請者又はその代理人に告げなければならない。</p> <p>第7条から第10条まで 略</p> <p>(印鑑登録票登載事項の職権修正)</p> <p>第11条 市長は、住民票に記載がされた登録者の住所、氏名、旧氏、通称、片仮名表記又は生年月日を修正するときは、併せてその者の印鑑登録票の登載事項についても職権で修正しなければならない。</p> <p>第12条から第18条まで 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第19条 印鑑の登録又は印鑑登録証の引替交付の申請をした者から1件につき300円の手数料を徴収する。</p> <p>2 印鑑の登録の証明の申請をした者から1通につき300円の手数料を徴収する。</p> <p>3 前2項の手数料は、印鑑登録証の交付の際又は印鑑の登録の証明の際に徴収する。</p> <p>4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の手数料を減免することができる。</p> <p>第20条から第23条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和元年条例第 号)</p> <p>この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第19条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>の理由を申請者又はその代理人に告げなければならない。</p> <p>第7条から第10条まで 略</p> <p>(印鑑登録票登載事項の職権修正)</p> <p>第11条 市長は、住民票に記載された登録者の住所、氏名、通称、片仮名表記又は生年月日を修正するときは、併せてその者の印鑑登録票の登載事項についても職権で修正しなければならない。</p> <p>第12条から第18条まで 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第19条 印鑑の登録又は印鑑登録証の引替交付の申請をした者から1件につき300円の手数料を徴収する。</p> <p>2 印鑑の登録の証明の申請をした者から1通につき300円の手数料を徴収する。</p> <p>3 前2項の手数料は、印鑑登録証の交付の際又は印鑑の登録の証明の際に徴収する。</p> <p>第20条から第23条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 103 号

盛岡市非常勤消防団員の定員，任用，服務等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）による地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の改正に準じ，非常勤の消防団員の失格条項を改めるほか，必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

非常勤の消防団員の失格条項から成年被後見人又は被保佐人である者を削る。

3 施行期日

公布の日



盛岡市非常勤消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市非常勤消防団員の定員、任用、服務等に関する条例 昭和42年3月28日条例第7号</p> <p>改正 略 令和元年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市非常勤消防団員の定員、任用、服務等に関する条例 第1条から第3条まで 略</p> <p>(失格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1) 勤務実績が良くない場合</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員として必要な適格性を欠く場合</p> <p>(4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合</p>	<p>○盛岡市非常勤消防団員の定員、任用、服務等に関する条例 昭和42年3月28日条例第7号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市非常勤消防団員の定員、任用、服務等に関する条例 第1条から第3条まで 略</p> <p>(失格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2) 禁錮 (二) 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1) 勤務実績が良くない場合</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員として必要な適格性を欠く場合</p> <p>(4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合</p>

改正後	改正前
<p>2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条各号 (第2号を除く。) のいずれかに該当するに至った場合</p> <p>(2) 市の区域外に住所を移転し、又は転勤した場合</p> <p>第6条から第11条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和元年条例第 号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条各号 (第3号を除く。) のいずれかに該当するに至った場合</p> <p>(2) 市の区域外に住所を移転し、又は転勤した場合</p> <p>第6条から第11条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 104 号

盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、盛岡市災害弔慰金等支給審査会を設置しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 組織

盛岡市災害弔慰金等支給審査会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者及び医師等の医療に従事する者のうちから市長が委嘱する。

(2) 任期

委員の任期は、3年とする。

(3) 招集

盛岡市災害弔慰金等支給審査会は、市長が招集する。

(4) 庶務

盛岡市災害弔慰金等支給審査会の庶務は、保健福祉部において処理する。

3 施行期日

公布の日

盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年12月28日条例第55号</p> <p>改正 略 令和元年 月 日 条例第 号</p> <p>盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例 第1条から第9条まで 略 (審査会)</p> <p>第10条 法第18条の規定に基づき、市長の附属機関として盛岡市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (組織)</p> <p>第11条 審査会は、委員5人以内をもつて組織し、委員は、知識経験を有する者及び医師等の医療に従事する者のうちから市長が委嘱する。 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)</p> <p>第12条 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第13条 審査会は、市長が招集する。 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の徴取等)</p> <p>第14条 審査会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴</p>	<p>○盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年12月28日条例第55号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例 第1条から第9条まで 略</p>

改正後	改正前
<p>き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 (庶務)</p> <p>第15条 審査会の庶務は、保健福祉部において処理する。 (委任)</p> <p>第16条 第10条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。 (補則)</p> <p>第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則（令和元年条例第 号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(補則)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

議案第 105 号

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

建築基準法（昭和25年法律第 201号）の改正に伴い，児童福祉施設及び幼保連携型認定こども園の設備の基準を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）の一部改正  
 保育所において乳児室，ほふく室，保育室又は遊戯室を3階以上に設ける場合の設備の基準に，建築基準法に規定する耐火建築物であることを加える。

(2) 盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第33号）の一部改正

幼保連携型認定こども園において乳児室，ほふく室，保育室又は遊戯室を3階以上に設ける場合の設備の基準に，建築基準法に規定する耐火建築物であることを加える。

<改正前>

	建築基準法（改正前）	保育所基準	幼保連携型 認定こども園基準
3階 以上	耐火建築物	←	←←



<改正後：建築基準法に規定する耐火建築物を規定に加える>

	建築基準法（改正後）	保育所基準	幼保連携型 認定こども園基準
3階 以上	耐火建築物。 ただし， <u>3階で延べ面積 200㎡未満のものを除く。</u>	<b>耐火建築物</b>	<b>耐火建築物</b>

3 施行期日

公布の日

4 改正による影響

建築基準法の一部改正前と同等の耐火性能基準が維持されることとなり，火災時の避難に通常よりも時間を要することが考えられる児童の安全性が引き続き確保されるものである。

【第1条】盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号</p> <p>改正 略</p> <p>令和元年 月 日 条例第 号</p> <p>盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第32条まで 略 (設備)</p> <p>第33条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は2歳未満の幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4) 2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける場合にあつては次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける場合にあつては次に掲げる要件に、それぞれ該当するものであること。</p> <p>ア 耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下アにおいて同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。) (保育室等を3階以上に設ける場合にあつては、</p>	<p>○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第32条まで 略 (設備)</p> <p>第33条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は2歳未満の幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4) 2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける場合にあつては次のア、イ及びカの 要件に、保育室等を3階以上に設ける場合にあつては次のイからクまでの要件に、それぞれ該当するものであること。</p> <p>ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物 又は 同条第9号の3に規定する準耐火建築物 ( 同号ロに該当するものを除く。)</p>

改正後	改正前																																		
<p>耐火建築物)であること。</p> <p>イ 次表の左欄に掲げる保育室等が設けられている階の区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">2階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段(建築物の1階から2階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。)又は同項に規定する特別避難階段</td> </tr> <tr> <td>2 待避上有効なバルコニー</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段</td> </tr> <tr> <td>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段(建築物の1階から3階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。)又は同項に規定する特別避難階段</td> </tr> <tr> <td>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	1 屋内階段	2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段(建築物の1階から2階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。)又は同項に規定する特別避難階段	2 待避上有効なバルコニー	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段	2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段(建築物の1階から3階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。)又は同項に規定する特別避難階段	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外	<p>であること。</p> <p>イ 次表の左欄に掲げる保育室等が設けられている階の区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">2階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段(建築物の1階から2階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。)又は同項に規定する特別避難階段</td> </tr> <tr> <td>2 待避上有効なバルコニー</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段</td> </tr> <tr> <td>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段(建築物の1階から3階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。)又は同項に規定する特別避難階段</td> </tr> <tr> <td>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	1 屋内階段	2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段(建築物の1階から2階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。)又は同項に規定する特別避難階段	2 待避上有効なバルコニー	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段	2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段(建築物の1階から3階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。)又は同項に規定する特別避難階段	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外
階	区分	施設又は設備																																	
2階	常用	1 屋内階段																																	
		2 屋外階段																																	
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段(建築物の1階から2階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。)又は同項に規定する特別避難階段																																	
		2 待避上有効なバルコニー																																	
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段																																	
		2 屋外階段																																	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段(建築物の1階から3階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。)又は同項に規定する特別避難階段																																	
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外																																	
階	区分	施設又は設備																																	
2階	常用	1 屋内階段																																	
		2 屋外階段																																	
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段(建築物の1階から2階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。)又は同項に規定する特別避難階段																																	
		2 待避上有効なバルコニー																																	
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段																																	
		2 屋外階段																																	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段(建築物の1階から3階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。)又は同項に規定する特別避難階段																																	
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外																																	

改正後			改正前		
		傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段			傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段	4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段
	避難	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡され、かつ、同項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同項に規定する特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段		避難	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡され、かつ、同項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同項に規定する特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段
<p>ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>エ 保育所の調理室以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、当該調理室が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合について</p>			<p>ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>エ 保育所の調理室以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、当該調理室が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合について</p>		

改正後	改正前
<p>は、この限りでない。</p> <p>(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもが設けられていること。</p> <p>(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。</p> <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p> <p>第34条から第40条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和元年条例第 号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>は、この限りでない。</p> <p>(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもが設けられていること。</p> <p>(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。</p> <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p> <p>第34条から第40条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

【第2条】盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第33号</p> <p>改正 略</p> <p style="text-align: center;"><b>令和元年 月 日 条例第 号</b></p> <p>盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第6条まで 略 (園舎及び園庭)</p> <p>第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第33条第7号ア、イ及びカの要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定に基づき園舎を3階建以上とする場合であって、第15条第1項において<b>読み替えて準用する同条例第33条第7号ア</b>からクまでの要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。</p> <p>5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 (1) 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積</p>	<p>○盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第33号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第6条まで 略 (園舎及び園庭)</p> <p>第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第33条第7号ア、イ及びカの要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定に基づき園舎を3階建以上とする場合であって、第15条第1項において<b>準用する同条例第33条第7号イ</b>からクまでの要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。</p> <p>5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 (1) 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積</p>

改正後	改正前																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320平方メートル+100×(学級数-2)平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 3歳未満の園児数について、次条第6項の規定により算定した面積</p> <p>7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> <p>(2) 3.3平方メートルに2歳以上3歳未満の園児数を乗じて得た面積</p> <p>第8条から第14条まで 略 (盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用)</p> <p>第15条 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条(第4項ただし書を除く。)、第18条、第19条、第33条第7号、第34条(後段を除く。))並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>読み替える盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の規定</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>第4条第1項</td> <td>設備運営基準</td> <td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提</td> </tr> </table>	学級数	面積	1学級	180平方メートル	2学級以上	320平方メートル+100×(学級数-2)平方メートル	学級数	面積	2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル	3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル	読み替える盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第4条第1項	設備運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320平方メートル+100×(学級数-2)平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 3歳未満の園児数について、次条第6項の規定により算定した面積</p> <p>7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> <p>(2) 3.3平方メートルに2歳以上3歳未満の園児数を乗じて得た面積</p> <p>第8条から第14条まで 略 (盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用)</p> <p>第15条 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条(第4項ただし書を除く。)、第18条、第19条、第33条第7号、第34条(後段を除く。))並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>読み替える盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の規定</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>第4条第1項</td> <td>設備運営基準</td> <td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提</td> </tr> </table>	学級数	面積	1学級	180平方メートル	2学級以上	320平方メートル+100×(学級数-2)平方メートル	学級数	面積	2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル	3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル	読み替える盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第4条第1項	設備運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提
学級数	面積																																				
1学級	180平方メートル																																				
2学級以上	320平方メートル+100×(学級数-2)平方メートル																																				
学級数	面積																																				
2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル																																				
3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル																																				
読み替える盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																			
第4条第1項	設備運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提																																			
学級数	面積																																				
1学級	180平方メートル																																				
2学級以上	320平方メートル+100×(学級数-2)平方メートル																																				
学級数	面積																																				
2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル																																				
3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル																																				
読み替える盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																			
第4条第1項	設備運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提																																			

改正後			改正前		
		供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例で定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)			供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例で定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)
第5条第1項	入所者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)	第5条第1項	入所者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
第5条第2項及び第14条第5項	児童の	園児の	第5条第2項及び第14条第5項	児童の	園児の
第5条第4項及び第8条第1項	法に定めるそれぞれの施設	幼保連携型認定子ども園	第5条第4項及び第8条第1項	法に定めるそれぞれの施設	幼保連携型認定子ども園
第10条の見出し及び第10条並びに第14条第2項及び第3項	入所者	園児	第10条の見出し及び第10条並びに第14条第2項及び第3項	入所者	園児
第10条	又は入所	又は入園	第10条	又は入所	又は入園
第11条	入所している児童 当該児童	園児 当該園児	第11条	入所している児童 当該児童	園児 当該園児
第12条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項の園長(以下「園長」という。)	第12条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項の園長(以下「園長」という。)

改正後			改正前		
	入所している児童等(法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項その児童等	児童福祉法第47条第3項 園児		入所している児童等(法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項その児童等	児童福祉法第47条第3項 園児
第14条第1項	入所者 第9条 社会福祉施設	保育を必要とする子どもに該当する園児 盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第15条第2項において読み替えて準用する第9条 学校、社会福祉施設等	第14条第1項	入所者 第9条 社会福祉施設	保育を必要とする子どもに該当する園児 盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第15条第2項において読み替えて準用する第9条 学校、社会福祉施設等
第18条	入所者	園児	第18条	入所者	園児
第19条第1項	援助 入所者	教育及び保育(3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援 園児	第19条第1項	援助 入所者	教育及び保育(3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援 園児
第19条第2項	援助に関し	教育及び保育並びに子育ての支援について	第19条第2項	援助に関し	教育及び保育並びに子育ての支援について
第33条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所	第33条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所



改正後			改正前		
第33条第7号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下アにおいて同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける場合にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物	第33条第7号ア	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
第33条第7号イ	施設又は設備	設備	第33条第7号イ	施設又は設備	設備
第33条第7号ウ	施設及び設備	設備	第33条第7号ウ	施設及び設備	設備
第33条第7号カ	乳幼児	園児	第33条第7号カ	乳幼児	園児
第34条	第14条第1項	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第15条第1項において読み替えて準用する第14条第1項	第34条	第14条第1項	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第15条第1項において読み替えて準用する第14条第1項
	幼児	園児		幼児	園児
	乳幼児	園児		乳幼児	園児
第38条	保育所の長	園長	第38条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児		入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育		保育	教育及び保育

改正後	改正前
<p>2 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「に他の社会福祉施設を併せて設置するとき」とあるのは「は、その運営上必要と認められる場合」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「必要に応じ、当該児童福祉施設を併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。</p> <p>第16条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和元年条例第 号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>2 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「に他の社会福祉施設を併せて設置するとき」とあるのは「は、その運営上必要と認められる場合」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「必要に応じ、当該児童福祉施設を併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。</p> <p>第16条 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 106 号

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

水道法（昭和32年法律第 177号）の改正に伴い，指定給水装置工事事業者の指定について，5年の更新制が導入されたことから，当該指定の更新に係る手数料を新たに定めようとするものである。

2 改正の内容

指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定め，その額を1件につき11,000円とする。

3 施行期日

公布の日

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>○盛岡市水道事業給水条例 昭和35年3月30日条例第14号 改正 略 令和元年 月 日 条例第 号 盛岡市水道事業給水条例 目次及び第1条から第33条の3まで 略 (手数料) 第34条 次の各号に掲げる事務について当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) 給水装置工事に係る第8条第2項の設計審査 次表に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額(1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水装置を新設する場合 分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が75ミリメートル以上のもの</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を改造する場合</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を修繕する場合</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を撤去する場合</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 給水装置工事に係る第8条第2項の工事完了検査(写真によるものを除く。) 次表に定める額</p>	区分	手数料の額(1件につき)	給水装置を新設する場合 分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの	2,500円	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	4,000円	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	6,500円	給水装置を改造する場合	2,000円	給水装置を修繕する場合	2,000円	給水装置を撤去する場合	1,000円	<p>○盛岡市水道事業給水条例 昭和35年3月30日条例第14号 改正 略 盛岡市水道事業給水条例 目次及び第1条から第33条の3まで 略 (手数料) 第34条 次の各号に掲げる事務について当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) 給水装置工事に係る第8条第2項の設計審査 次表に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額(1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水装置を新設する場合 分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が75ミリメートル以上のもの</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を改造する場合</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を修繕する場合</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を撤去する場合</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 給水装置工事に係る第8条第2項の工事完了検査(写真によるものを除く。) 次表に定める額</p>	区分	手数料の額(1件につき)	給水装置を新設する場合 分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの	2,500円	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	4,000円	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	6,500円	給水装置を改造する場合	2,000円	給水装置を修繕する場合	2,000円	給水装置を撤去する場合	1,000円
区分	手数料の額(1件につき)																												
給水装置を新設する場合 分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの	2,500円																												
分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	4,000円																												
分岐口径が75ミリメートル以上のもの	6,500円																												
給水装置を改造する場合	2,000円																												
給水装置を修繕する場合	2,000円																												
給水装置を撤去する場合	1,000円																												
区分	手数料の額(1件につき)																												
給水装置を新設する場合 分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの	2,500円																												
分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	4,000円																												
分岐口径が75ミリメートル以上のもの	6,500円																												
給水装置を改造する場合	2,000円																												
給水装置を修繕する場合	2,000円																												
給水装置を撤去する場合	1,000円																												

改正後	改正前																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額(1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水装置を新設する場合 分岐口径が25ミリメートル以下のもの</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が75ミリメートル以上のもの</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を改造する場合</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を修繕する場合</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を撤去する場合</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 給水装置工事に係る第8条第2項の工事完了検査(写真によるものに限る。) 2,000円 (4) 給水装置図面の写しの交付 1枚につき500円 (5) 料金の納入に係る証明書の交付 1件につき300円 (6) 水道法第16条の2第1項の指定 1件につき11,000円 (7) 水道法第25条の3の2第1項の指定の更新 1件につき11,000円</p> <p>2 前項の手数料は、同項各号に掲げる事務の申請等の際当該申請者等から徴収する。 附 則 略 附 則 (令和元年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	区分	手数料の額(1回につき)	給水装置を新設する場合 分岐口径が25ミリメートル以下のもの	5,000円	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	8,500円	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	14,000円	給水装置を改造する場合	4,000円	給水装置を修繕する場合	4,000円	給水装置を撤去する場合	2,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額(1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水装置を新設する場合 分岐口径が25ミリメートル以下のもの</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が75ミリメートル以上のもの</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を改造する場合</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を修繕する場合</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を撤去する場合</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 給水装置工事に係る第8条第2項の工事完了検査(写真によるものに限る。) 2,000円 (4) 給水装置図面の写しの交付 1枚につき500円 (5) 料金の納入に係る証明書の交付 1件につき300円 (6) 水道法第16条の2第1項の指定 1件につき11,000円</p> <p>2 前項の手数料は、同項各号に掲げる事務の申請等の際当該申請者等から徴収する。 附 則 略</p>	区分	手数料の額(1回につき)	給水装置を新設する場合 分岐口径が25ミリメートル以下のもの	5,000円	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	8,500円	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	14,000円	給水装置を改造する場合	4,000円	給水装置を修繕する場合	4,000円	給水装置を撤去する場合	2,000円
区分	手数料の額(1回につき)																												
給水装置を新設する場合 分岐口径が25ミリメートル以下のもの	5,000円																												
分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	8,500円																												
分岐口径が75ミリメートル以上のもの	14,000円																												
給水装置を改造する場合	4,000円																												
給水装置を修繕する場合	4,000円																												
給水装置を撤去する場合	2,000円																												
区分	手数料の額(1回につき)																												
給水装置を新設する場合 分岐口径が25ミリメートル以下のもの	5,000円																												
分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	8,500円																												
分岐口径が75ミリメートル以上のもの	14,000円																												
給水装置を改造する場合	4,000円																												
給水装置を修繕する場合	4,000円																												
給水装置を撤去する場合	2,000円																												